



人と自然が育む美しい村

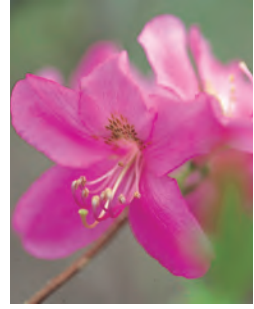


村の木：シラカバ

AKAIGAWA

あかいがわ

広 報



村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



赤井川中学校卒業式／2026年3月14日

02 村政執行方針・教育行政執行方針

- 07 トピックス 新小学一年生に「モンベルリュックサック」を贈呈 ほか
- 11 むらの事件簿 赤井川消防に最新型の水槽付き消防ポンプ自動車配備 ほか
- 12 健康支援センターだより 世界予防接種週間 ほか
- 14 お知らせ伝言板 赤井川村地域包括支援センターからのお知らせ ほか
- 20 スポーツニュース 各種大会の結果
- 22 赤井川村写真館・編集後記

2026	
4	No. 731

村政執行方針

はじめに

令和8年度は私としても「安心して暮らせる村づくり」を目標にした、村長就任2期目の最終の年であります。これまで村議会議員の皆様をはじめ、多くの村民の皆様にご理解を頂き、村政を担わせて頂いたことに対し、改めてお礼を申し上げます。

村政運営に臨む基本姿勢や重点施策の展開に関わるテーマやポイントは大きく変えることなく、引き続き堅実ながらも挑戦する村政運営に努めてまいりたいと考えています。

また、今年には村民の皆様アンケートなどを通じてご意見を頂きながら策定した「第5期赤井川村総合計画基本計画」と「第3期赤井川村総合戦略」をスタートさせる年となります。出来ることから着実に取り組むことを念頭に、持続可能なむらづくりを進めたいと考えます。

私としては、公共を支えるのは役場や村民のみならず、民間企業や村に所縁のある村外の方々との協働も重要であるとの考えは変わっておらず、引き続き人と自然の調和を保ちながら、持続可能な開発計画などに取り組み企業や活力を持った人材との連携を大切に、村内経済の好転を目指

しつつ、更なる関係人口の増加や民間企業との共創に取り組みたいと考えています。

村政運営に臨む基本姿勢

令和8年度の村政を運営する基本姿勢としては、国費・道費事業として計画的に進めている各種事業は、その事業効果が適切に反映されるよう取り組みます。

加えて、独自課題の解決や新たな試みとして村議会議員の皆様と協議・検討を進めてきた事業などについても、その事業効果が広く村民の福祉向上や村内経済に活力を生むよう次の三つの視点を持って優先順位を見極めながら引き続き着実に取り進めたいと考えています。

特に大型プロジェクトとして計画を進めていた庁舎の改修については、昨今の社会・経済情勢から白紙に戻す決断をしましたが、再生可能エネルギーを活用したゼロカーボンへの取り組みは、閉校する都小学校の利活用の中で引き続き検討し、庁舎についても将来の建て替えも含めた長期プランの中で模索したいと考えています。

1 村内経済の好循環を見据えた村づくり

一つ目は、「村内経済の好循環を見据えた村づくり」で

働く世代の減少は、村の元氣と活力を低下させる大きな要因の一つであり、基幹産業である農業と観光・リゾート産業に元氣がなければ、働く世代の定着は見込めず、村全体に活力が感じられなくなってしまう。

このため村の主要産業である、農業分野においては「農業振興計画」を基本にしつつ、優良農地の流動化による効果的活用や耕作放棄地の解消により村全体の耕地面積拡大を視野に持続可能な農業振興に取り組みます。

観光分野においては、観光地域づくり法人赤井川村国際リゾート推進協会(DMO)を中心とした活動やキロロ、道の駅「あかいがわ」などの活動を側面的に支援し、食を通じた観光やふるさと納税などで築いた関係人口(交流人口)との継続的な関係構築を強化しつつ、北後志エリア等と連携した広域観光等の取り組みを推進します。

また、地熱(地中熱、地熱等)利用を柱とした「赤井川村エネルギービジョン」や「ゼロカーボンプレック」(akkaigawa推進戦略)に基づき、再生可能エネルギーを活用する各事業を引き続き検討するとともに、国の施策等を活用しながら

ら、新たな経済活動を試みる人材の活用や育成の取り組みを継続し、成長させることにより、村内経済の好循環が生まみ出される村づくりを推進します。

2 安心して暮らせる生活環境の確保

二つ目は、「安心して暮らせる生活環境の確保」です。

村民一人ひとりが生涯にわたって心身ともにいきいきと暮らせるようにするには、保健・福祉・医療・介護サービスの充実や域内交通の確保、さらには子育て支援などを充実させることが、生きがいとなる日常を手にするためにも必要なことだとの考えは変わっておりません。

しかし、本村の限られた財源と人的資源では、全てを充実させ継続することはとても困難なことです。

加えて、余市、小樽を生活圏とする多くの村民にとって、幹線交通や域内交通の安定確保は、村で安心して暮らすために重要な条件の一つです。

このため、保健・福祉・医療・介護に関する課題については、村と社会福祉協議会や地域包括支援センター及び赤井川診療所などの関係機関が引き続き連携を密にし、分野別に課題と役割分担を明確にしながら、地域の方々と協働関係を築き、課題解決が円滑に進むよう取り組みます。

特に子育て支援として、新たに取り組む「こども第三の居場所(むらっこはうす)」

の円滑な運営や「こども家庭センター」を中心とする、誕生期からの伴走支援が幼児期から中学・高校生まで、切れ目のない関係を築けるよう、関係機関との連携を密にし、実効性のあるサポート体制の構築に努めます。

3 公共インフラなど公共施設の計画的整備

三つ目は「公共インフラなど公共施設の計画的整備」です。

道路・河川・橋梁をはじめ、上下水道や公営住宅などの公共施設は、これまでも住民生活の基盤であることから計画的な整備を心がけ、老朽化した施設も財源を考慮しつつ、各種長寿命化計画などを策定し、維持補修を行ってきました。

特に多くの経費を要する大規模改修工事については、国費・道費補助や財政措置率が高い有利な起債を活用するなど、財源確保を模索しながら計画実現に向け努力を続けています。

加えて、本年度も継続性、緊急性のあるものや、防災対策など優先度の高い施設の整備や補修は優先順位を考慮しながら村民生活に支障が出ないように進めます。

重点施策の展開

1 村内経済の好循環を見据えた地域活力の醸成

① 農業の振興
基幹産業である農業の振興は、これまでも村の重点施策

令和8年度村政執行方針

として様々な取り組みを進めてきました。なかでも土づくりに、ビニールハウスを利用した作物栽培の振興、新規就農者対策、優良農地の利活用対策などは重点的に取り組んできたところです。直近では有害鳥獣による農作物被害対策への比重が大きくなっており、課題は多様化しており、スマート農業への対応や外国人労働力の活用、農業振興センターの在り方検討など、新たな営農支援への課題も生まれており、これらに対応する取り組みも必要とされているところです。

このため、「農業振興計画」に沿って、次の事項について重点的に取り組みます。

- ・道営農業農村整備事業による農地盤整備事業の推進
- ・落合ダム及び関連施設の適切運用と農業用水の安定供給
- ・農業振興対策事業の重点的支援策の検討
- ・耕作放棄地の解消促進
- ・スマート農業の利用促進
- ・新規就農希望者の就農支援
- ・有害鳥獣被害防止対策の効果的実施
- ・有害鳥獣駆除体制の強化（人材育成）
- ② 林業の振興

村有林を主体に、民有林においても多面的機能を持つ森林資源の保全と持続的活用を計画的に進めており、引き続き赤井川村森林整備計画に沿った事業を進めます。

特に村有林の伐期齢に達した立木の活用については、北海道森林管理局石狩森林管理署との間で締結した「第1期赤井川地域森林整備推進協定」に基づき、国・道の助言や協力を仰ぎながら、森林財産の適正管理とカーボンニュートラルの両輪を視野に計画的に進めます。

- ・民（村）国連携による森林資源の活用促進・域内経済の循環
- ・森林環境譲与税の「活用基」本方針に基づき支援
- ・冷水峠展望所等の計画的整備と官民協働による景観づくり活動
- ・森林資源の地域内活用の推進
- ③ 商工業の振興

村内で事業展開する事業者は、小規模ながら商品開発や新規事業に挑戦し、業績を伸ばしている先例も有り、村の産業の一翼を担っています。これらの事業者は、商工会へ結集し経営の安定化を目指していることから、引き続き商工会のリーダーシップに期待し支援を行います。

- ・商工会運営の安定化を図るための支援
- ・経営環境改善や商品開発事業取り組みへの支援
- ・国の施策等を活用した村内外事業者による新たなビジネスモデルへの支援
- ④ 観光の振興

村の観光は、キロコを核としたリゾート観光と道の駅や温泉を核としたドライブ観光に分けられます。いずれも新鮮で美味しい農畜産物を活用した「食」がキーワードになります。

このため、DMOを核に地域内が連携する観光振興が促進されるよう、引き続き連携・協力していきます。

また、令和7年11月から施行した宿泊税を財源とする新たな観光施策や、ふるさと納税確保へ向けた取り組みの再構築を積極的に推進し、食と観光が有機的に結びつき、地域経済が循環するよう各種促進事業を検討します。

- ・道の駅あかいがわを柱に地場産品の販売促進支援
- ・「まるっとカルデラ農村フェス」の定着と自走可能な（自走を目指した）支援
- ・ふるさと納税獲得に向けた新たな官民連携による取り組みの推進
- ⑤ 再生可能エネルギー関連事業への展開

「赤井川村エネルギービジョン」と「ゼロカーボンビジョン」を推進戦略に基き、温泉熱の活用や地熱（地中熱、地熱等）太陽光など持続可能な再生可能エネルギーを活用した事業を促進します。

また、民間主体で進められる各種事業については、国の法令遵守を基本とし、村の景観条例や景観計画に沿った事業者対応を徹底すると共に、開発と保全のバランスをより一層心がけながら、その対応に当たります。

ゼロカーボンレジリエンス推進戦略実現に向けた施策の推進

- ・公共施設での再生可能エネルギーを活用した施設の運用と維持管理の検討
- ・民間事業者による地熱発電水力発電計画への側面的支援

2 村民と協働する行政の展開

全ての村民が心身ともに健康でいきいきと生活できるように、保健・福祉・医療・介護サービス、子育て支援などの事業を各計画に基づき実施します。

- ・消防・防災については、北海道消防組合赤井川支署との連携を強化しており、引き続き緊急時の迅速な対応に努めます。
- また、赤井川診療所との連携を引き続き重視し、村民が健康に暮らせる体制確保に努めます。
- なお、周産期及び子育て支援の施策については重点施策として展開するとともに、村民の皆様と積極的に協働する施策にも取り組み、各種サービスや連携事業については引き続き丁寧な説明を第一に進めます。
- ① 保健・医療

- ・健康教育、保健指導の充実及び各種健診受診率向上への取り組み
- ・健康増進計画に基づき地域特性を踏まえた健康づくり活動と事業評価の実施
- ・保健、医療、福祉、介護の重層的連携の構築
- ② 子育て支援

- ・子ども第三の居場所（むらっこハウス）の円滑な運営
- ・子ども家庭センターを核とした妊娠から学齢期、高校生世代までの子どもや家庭に対する切れ目ない支援体制の構築
- ・子ども、子育て支援事業計画に基づき「こどもwell-being」実現に向けた各種施策の推進
- ・「こども誰でも通園制度」導入等へき地保育所保育サービスの向上及びスタッフの支援力向上への取り組み
- ③ 高齢者支援（生きがい対策・介護）

- ・赤井川診療所と地域包括支援センターによる地域に根差した医療と福祉の新たな連携体制の構築
- ・冬期を中心とする高齢者の各種生活支援事業の充実
- ・高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の推進
- ・生活支援体制整備事業による高齢者一人ひとりの生きがいづくり活動への支援
- ・介護保険サービス事業等の適正な運営
- ④ 障がい者支援

- ・北海道自立支援協議会等を活用した相談支援体制の充実
- ・障がい者（児）福祉サービスの提供体制の充実
- ⑤ 地域福祉

- ・社会福祉協議会活動の活性化による「地域の担い手」確保と「地域共生社会」実

現に向けた各種施策の推進
 ・住民主体の福祉活動に係る側面的支援の強化
 ・社会保障
 ・生活保護制度、年金制度、国民健康保険・後期高齢者医療制度、福祉医療制度の円滑な実施

⑦ 消防・救急
 ・関係機関及び事業者との災害時連携対応の強化
 ・後志共同消防指令センターの運用等広域的連携の強化
 ・救急救命体制の段階的運用

⑧ 移住定住対策
 ・移住定住支援事業の推進
 ・防災対策
 ・近隣町村と連携した広域的な防災対応力の強化
 ・学校及び地域団体と連携した防災教育の実施
 ・防災行政無線設備更新による情報伝達体制の充実

⑨ 地域公共交通対策
 ・「むらバス」の安全運行と利用環境向上策の検討
 ・域内交通（枝線・交通空白地有償運送）の充実
 ・地域内交通の充実・利用促進の検討
 ・高齢者等の生活基盤である「お出かけアシストサービス」「通院送迎サービス」の持続的な運営体制の構築

⑩ 公共インフラなど公共施設の計画的整備
 ① 村道整備
 村道整備については、幹線道路及び生活道路を中心に国土強靱化計画に基づく防災的視点も持ちながら整備を進めます。

② 河川整備
 河川整備については、異常気象による防災対応が重要となることから、河道内に堆積した土砂や立木の撤去を計画的に行います。
 ・都川河川整備工事
 ・滝の川河川整備工事
 ・板小屋川河川整備工事
 ・池田川護岸改修工事
 ・共栄の沢川護岸改修工事

③ 橋梁整備
 老朽化した橋梁については、「橋梁長寿命化計画」を基本にしつつ、改修整備の緊急性の高い橋梁選定し整備に努めます。
 ・橋梁点検業務
 ④ 簡易水道の整備
 安全な飲料水を供給するため、適正な管理を継続すると共に、効率的な維持管理の検討を進めます。
 また、老朽化した施設については計画的に更新を行うと共に緊急時の防災対策にも取り組めます。
 ・都浄水場改修工事
 ・量水器取替工事
 ⑤ 下水道の整備
 施設整備後20年以上経過していることから、老朽化した機器類については「ストックマネジメント実施方針」を策定し更新を進めています。また、下水道計画区域外における合併浄化槽の普及啓発も継続して行っており、設置者への支援も引き続き行います。
 ・赤井川アクアクリンセンター
 ・第2マンホールポンプ所外改修工事
 ⑥ 公営住宅などの整備
 老朽化した公営住宅については、「公営住宅長寿命化計画」に基づき建て替えやリフォームを進め、活用が出来なくなった村営・村有住宅は取り壊しを引き続き進めます。
 ・村営中央団地個別改善改修工事
 ・村営中央団地外部改善改修工事
 ・村営桜団地個別改善改修工事
 ⑦ その他公共施設の整備
 各施設の管理は、「公共施設等総合管理計画」に基づき延命化を図りながら村民の利用に支障が出ないように計画的な維持補修に努めます。
 ⑧ 生活廃棄物及びし尿の処理
 可燃ごみ及び資源ゴミについては、「北しりべし廃棄物処理広域連合」の処理施設、不燃物については、村の一般廃棄物最終処分場で適正に処理をしておりますが、今後もゴミの減量化と分別の徹底は必要であると考えています。
 なお、広域連合においては、ごみ焼却処理施設基幹的設備改良工事（令和5・8年度）を継続しております。
 また、北後志衛生施設組合のし尿処理施設については新たな施設が令和7年4月から運用開始しております。

④ 財政安定化への取り組み
 村財政の安定化を目指すには、国費・道費の助成制度の活用はもとより、村独自の新たな取り組みや制度見直しによる自主財源の確保をはじめ、民間企業との連携を今後も積極的に展開することが必要であると考えています。
 ただ、令和8年度も都小学校跡地利用に関連する事業や各市町村と広域で取り組む事業に加え、更なる物価や人件費の高騰も想定されることから、なお一層の財源確保が村政運営上の課題となっております。
 また、住民サービス業務や行政事務全般のデジタル化の推進を図り経費や負担軽減など効率的な行政運営にも今年度から取り組めます。
 このため、令和8年度を目標に設定した「財政健全化アクションプラン」の見直しを進めると共に、令和9年度以降の財政健全化を見据えた検討も急務であると考えています。

以上の方を基本に置き、令和8年度の各会計の予算を次のとおり提案させて頂きます。

■ 一般会計	2,891,000千円
■ 後期高齢者医療特別会計	33,385千円
■ 国民健康保険特別会計	49,312千円
■ 簡易水道事業会計	216,196千円

■ 下水道事業会計

◆ 総計	433,059千円
3,622,952千円	

■ むすび
 少子高齢化や過疎化の進行、物価高騰などにより、令和8年度においても厳しい村政運営になるとは思われますが、村内経済の活性化など、新たなビジネス展開も生まれている状況をチャンスと捉え、村内外の関係者、村職員の知恵と力も借りながら、村民の皆様、「赤井川村に住んで良かった」と言ってもらえるように村政を進めたいと考えています。
 つきましては、村議会議員の皆様と住民の皆様、そして関係機関の皆様にはより一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。令和8年度の村政執行方針といたします。

教育行政執行方針

はじめに

国内外で発生する自然災害や政策変更によるグローバルリスク、深刻さを増す人口減少、少子高齢化など、先行きに対する不確実性の高まりや、AI・IoTなどの技術革新の進展により、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。

このような中、未来に向けた「持続可能な社会の創り手」としての資質能力の育成が求められるとともに、「ウェルビーイングの向上」を教育を通じて図ることが期待されています。

また、このような時代においては、生涯学習の理念に基づき、一人一人が学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、学習できる環境を整えることが大切であると考えております。本年度も引き続き、村議会議員並びに村理事者のみなさまの深い御理解と村民各位の温かい御支援の下、教育の諸活動が円滑に推進できるよう取り組んでまいります。

教育行政に臨む基本姿勢

こうした認識の下、教育行政推進の基本姿勢を申し上げます。

まずは学校教育についてです。

一つ目は、「赤井川を愛し、誇りを持つ子供の育成」です。

地域のアイデンティティの確立や社会結束力の基礎は郷土愛にあります。地方創生、地域社会の発展のカギもそこにあると言われて

います。マイナスからプラスに視点を交換でき、郷土に誇りを持つことのできる子供の育成を進めてまいります。

二つ目は、「自立した子供の育成」です。変化が激しく将来の予測が困難な今、自信と責任を持って社会で活躍し、自己実現できる子供の育成が求められています。

次に社会教育についてです。

社会教育では、住民の主体的・実践的な学習意欲を喚起し、村ぐるみで生涯学習に取り組めるよう学習機

会の充実を目指してまいります。また、「第13期赤井川村中期社会教育行政計画」に基づき、点検・評価

を行いながら関係機関・団体・学校・地域の機能を生かした事業を行うとともに、社会教育施設の運営について計画的な維持管理を行い、

村民にとって日常的に使いやすい施設となるよう努めます。また、学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育力の向上を図ってまいります。

これらの実施にあたっては、効果的な推進を目指し、重点項目を絞った施策を実行します。

重点施策の展開

次に、令和8年度の重点施策について申し上げます。

1 地域とともにある学校づくりの充実

第1は、「地域とともにある学校づくりの充実」であります。

将来にわたって地元を愛するに引き合う人材の育成をねらい、「学校運営協議会」を核に、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開する「地域とともにある学校づくり」を進めてまいります。

「社会に開かれた教育課程」の理念の下、子供たちに必要な資質・能力を社会と目標を共有して育成するとともに、「カリキュラム・マネジメント」を通して、教育課程の改善・充実を図ります。

また、小中一貫教育のもと、地域の人材、素材の活用を図り、「見方・考え方を高める教育課程」の充実に努めてまいります。

2 新たな時代に対応した教育の推進

第2は、「新たな時代に対応した教育の推進」であります。

一人一人の子供がこれからの社会を生き抜く力を身に付けていくためには、主体的・対話的で深い学びを基盤に、ICTの効果的活用やグローバル化に対応した教育の充実が大切です。ICT教育では、デジ

タルドリル、デジタル教科書などデジタルコンテンツの有効な活用により、学習の効率化と児童生徒の情報活用能力の育成を図ってまいります。また、包括連携協定を締結した関連企業の人材派遣を得て、プログラミング教育の充実を目指します。また、学校ホームページの工夫、刷新により、教育情報の即時性を高めるとともに多様化を進めてまいります。

ICT環境の整備・充実については、学校職員の校務用端末と国の第2期GIGAスクール構想による児童生徒用端末の更新、運用を進めてまいります。また、校務支援システム、図書管理システムなど校務システムを有効活用しながら、公文書のデジタル管理化や業務の効率化を進めるなど、教育DXの推進を図ってまいります。

グローバル化に対応した教育では、「赤井川村国際交流推進計画」に基づき、保育所での英語活動や社会教育での英会話教室、小学校1年生からの外国語活動や小中の乗り入れ授業、中学校での英検の全員受験と、無償化の取組等を通して、引続き外国語教育の充実を図ります。また北海道教育

大学札幌校留学生との交流プログラムや中学生のストラスモア校訪問・受入れプログラムの推進については、学校の教育活動や年間プログラムとの関連を見直しながら、教育内容の充実に努めます。

3 小中が一貫して生きる力を育む教育活動の推進

第3は、「小中が一貫して生きる力を育む教育活動の推進」であります。

本村における義務教育は、学びの環境を充実させるため、小学校を統合し、小・中2校の学校体制でスタートします。児童生徒が持続可能な社会の作り手になることを願い、心身ともに自立した主体的な学習者の育成を目指して、指導の連続性と系統性を強化してまいります。

義務教育終了時のあるべき姿を『人間愛にあふれ、郷土に誇りを抱き、自己の夢や希望に向かって歩む15歳』と定め、その姿を実現するために、「赤井川村小中一貫教育推進委員会」や「赤井川村小中一貫教育連絡協議会」と連携して、小中一貫教育の充実に図ります。

また、各校ごとに以下の取組を進めます。

【確かな学力】を育む教育の推進に向けては、子供

たちがこれからの社会や世界に向き合っていくために、自らを切り拓いていくために、生きて働く「知識・技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の育成」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養」が求められています。これらの力を育成するために、

・社会に開かれた教育課程の編成・実施とカリキュラム・マネジメントによる向上

・「何を学ぶか」から「どのように学ぶか」を重視する「主体的・対話的で深い学び」の強化

・全国学力学習状況調査や標準学力検査の結果やチャレンジテスト等を活用した学習指導の充実

・教育先進地視察と効果的な実践を取り入れた授業改善

を重点に取り組みます。

また、小・中学校での専科教員の配置や授業研究により、指導方法の改善と系統的教科指導の充実に図ります。

【豊かな心】を育てる教育の推進については、基本的な倫理観や規範意識、生命の大切さや思いやりの心、美しいものに感動する心や

自己肯定感を醸成させるために、

・各種アンケート、ウエルビーイング調べの実施と分析、改善

・児童生徒の思いやり、信頼関係を基本とした生徒指導の充実

・考え、議論する「道徳授業」の職員研修と実践

・図書管理システムの有効活用と読書活動への支援

【健やかな体】をつくるための教育の推進については、体力は、意欲や気力にも大きく関わり、食べる事と同様に、子供たちが生涯にわたり心身ともに健やかに生きて行くための基礎となるものであり、

・全国体力・運動能力、運動習慣等調査や各種テストの実施と体力テストデジタル集計システムによる実態把握・分析に基づいた体育活動の充実、改善

・歯磨き指導、フッ化物洗口や食育の充実など健康教育の推進

・部活動の地域展開と地域体育団体や近隣町村との連携の推進

備と保護者支援の充実」であります。

教育環境の整備については、小学校では外構、外装・内装等施設の大規模改修が終了したところですが、中学校においても校舎のユニバーサルデザイン化に向けた改修を進めてまいります。

また、その他の社会教育施設についても、改善計画の策定、実施を進めます。次に保護者支援についてであります。

これまで、教育に係る保護者負担の軽減に努めているところですが、児童生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、

・学習教材への支援

・学校給食費無料化への支援

・部活動における中体連全道、全国大会等出場への支援

・漢字検定や英語検定などの資格取得者への支援

などを重点に、本年度も継続して取り組みます。

より多くの村民が生きがいを持って活動できるように、

・本と親しむ活動の支援や読書環境の充実

・各種団体と連携したレクリエーションスポーツの推進

・スポーツ施設の計画的整備

・郷土芸能、伝承活動の継承支援

・郷土資料の活用をはじめ郷土を知る活動の推進

・学校教育活動と連携した国際交流事業の推進

・赤井川村文化祭の充実

・子ども第三の居場所と連携した放課後子ども教室の実施

おすび

以上、令和8年度の本村教育行政の主な施策について申し上げます。

本村が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割は大変重要であります。学校教育の充実と豊かな生涯学習社会の実現に向け、村議会議員の皆様並びに村民の皆様様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

トピックス

チャレンジスキー教室Ⅱ

2026.2.14～15 キロロスキー場

キロロスキー場にて、令和7年度チャレンジスキー教室Ⅱを行いました。

今回のチャレンジスキー教室には、小学生から一般まで20名以上が参加しました。2日間とも気温が高く、2日目には雨が降るなかの開催となりましたが、参加した受講生は技術の習得に励んでいました。

2日目は希望者が検定試験を受け、3級を1名、4級を2名が合格しました。おめでとうございます！

参加された皆さん、お疲れ様でした。



第3回学校運営協議会

2026.2.16 赤井川村役場

今年度第3回目の学校運営協議会を開催しました。

今回は、初めに学校ごとの部会に分かれて令和7年度の学校評価について協議いただき、その後に全体で部会ごとの協議内容や令和7年度の重点に基づく取り組み状況について交流を行いました。

次に、各学校長から令和8年度学校運営方針について全体に説明があり、異議なく承認されました。その後、全体交流に引き続き、後志教育局教育社会教育指導班の主査から講話をしていただきました。

今年度の学校運営協議会は今回が最後となります。新年度は5月下旬に第1回の開催を予定しています。

委員の皆様には遅い時間まで会議に参加いただきありがとうございました。

赤井川小学校改修工事特別授業

2026.2.25 赤井川小学校

令和7年6月に始まった赤井川小学校の改修工事が、無事に完了しました。この完成に合わせて、施工を担当された福津組の方をお招きし、全校児童を対象とした「改修工事特別授業」を開催しました。

授業では、建設に関わるお仕事の内容や、「安全で良いものを造りたい」という皆さまの思いや工夫・苦労についてお話いただき、子どもたちは真剣に耳を傾けていました。後半には、大工さんが使う道具に触れたり、実際に身につけたりする体験もあり、子どもたちの関心はさらに深まった様子でした。

最後に児童の代表から感謝状をお渡しし、参観された方々も交えて記念撮影を行いました。新しくなった校舎を大切に使うという気持ちと、支えてくださった皆さまへの感謝の気持ちを育む、大変有意義な時間となりました。



悠楽学園大学でカレー作り交流会を開催

2026.2.25 健康支援センター

2月25日(水)悠楽学園大学にて地域の高齢者同士の交流と健康づくりを目的にカレーづくり交流会を開催しました。

当日は22名の参加者のほか、赤井川へき地保育所の児童と先生、健康支援センターで働く職員を含め総勢約50名が集まるにぎやかな会となりました。

野菜の皮むきや具材の準備では自然に声を掛け合いながら協力する姿があちらこちらで見られました。

「上手だね」「ありがとう」といった温かな言葉が飛び交い、笑顔の輪が広がっていきました。

出来上がったカレーを囲んでの会食では世代をこえた会話が弾み、会場は終始和やかな雰囲気になりました。子どもたちの元気な声と参加者の皆様の優しいまなざしが重なり合い、心もお腹も満たされるひとときとなりました。

今回の交流会は、食を通じて世代をつなぐ大変意義深い機会となりました。

悠楽学園大学では、今後もこのような交流の場を大切にし、笑顔あふれる活動を続けてまいります。

村内に住む65歳以上であればだれでも参加できるのでお気軽にお問い合わせください。



災害ボランティアセンター研修会を開催

2026.3.3 生活改善センター

3月3日(火)災害時に迅速かつ円滑な支援活動を行うことを目的として、健康支援センターにて北海道社会福祉協議会市民活動推進担当課長高橋様を講師にお招きし、災害ボランティアセンター研修会を開催しました。

本研修会では災害ボランティアセンターの役割や設置の流れ、運営体制についての説明に加え、発災後の被災者支援、各地から集まるボランティアへの対応について学びました。

災害ボランティアセンターは、被災された方と支援を希望するボランティアをつなぐ重要な拠点です。今後も関係機関との連携を深めながら迅速かつ的確な対応ができる体制づくりに努めてまいります。引き続きみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

北海道新幹線二ッ森トンネル貫通式

2026.3.5 仁木町

3月5日(木)に二ッ森トンネル貫通式が行われ、関係者約120名が参加しました。

倶知安町、仁木町、赤井川村の3町村にまたがる延長12,650mのトンネルであり、北海道新幹線のトンネル全17本のうち、11本目の掘削が完了したトンネルとなり、トンネル貫通に8年5カ月を要しました。

貫通式では、貫通点清めの儀や樽神輿入場の儀などが行われたほか、来賓祝辞では馬場村長が祝辞を述べ、乾杯は岩井議長の挨拶で行われました。

北海道新幹線の延伸予定区間は2038年度ごろの開業が見込まれています。



新小学一年生に「モンベルリュックサック」を贈呈

2026.3.6 赤井川村役場

赤井川村と包括協定締結している株式会社モンベルのリュックサックを令和8年度に赤井川小学校入学する児童の皆様へプレゼントするため、贈呈式を開催しました。

贈呈したリュックサックには「AKAIGAWA VILLAGE」「montbell」をプリントしており、唯一無二この村オリジナルのカバンとなっております。カラーは「ブラウン・ブルー・レッド・ブラック」の四色でいずれもお洒落な仕上がりでした。

6名の新一年生は馬場村長から一人ずつリュックサックを受け取り、皆さん大変喜んでいました。この事業は令和8年度の新入学児童以降続けていくため、6年後には赤井川小学校児童全員が使用していることとなります。



赤井川中学校卒業式

2026.3.14 赤井川中学校

3月14日(土)、赤井川村中学校で令和7年度の卒業式が執り行われ、卒業生8名に林校長から卒業証書が手渡されました。

卒業証書を受け取った後、在校生代表として末次梨胡さんが送辞を、卒業生代表として小山海砂輝さんが答辞を述べました。

春から皆がそれぞれ別の道に進むことになります。新たな出会いなど楽しいことが沢山ありますが、その半面つらく困難な壁にもぶつかることもあると思います。そんな時は赤井川で過ごした日々を思い出して頑張ってください。

ご卒業おめでとうございます。



赤井川小学校卒業式

2026.3.19 赤井川小学校

3月19日(木)に赤井川小学校で令和7年度の卒業式が執り行われました。

今年度の卒業生は8名でした。小学校に入学した頃はまだ小さかった児童たちも学校で過ごした6年間で立派に成長した姿を見せてくれました。

中学生になると学習面では先生が教科ごとにより変わり、授業時間が長くなるなど学習環境が大きく変わります。やらなくてはいけないことが増え、新しい環境に慣れるまで時間がかかるかもしれませんが、これまで小学校で培ってきた対応力で乗り越え、勉強はもちろんのこと部活動などでも活躍する姿を楽しみにしています。

ご卒業おめでとうございます。



都小学校卒業式

2026.3.19 都小学校



3月19日(木)、都小学校最後の卒業証書授与式が執り行われました。今年度の卒業生は3名。これが同校にとって最後の公式行事となりました。式典では、ピアノの生演奏にのせて児童と職員が心をついに合唱を披露。慣れ親しんだ学び舎への感謝と別れの寂しさが混じり合う中、歌声には明日への希望が満ち溢れ、体育館を温かく包み込みました。閉校の切なさを吹き飛ばすような、未来を照らす光を感じさせる感動的な響きとともに、多くの来賓や地域の方々に見守られ、3名の卒業生は堂々と次の一步を踏み出しました。
ご卒業おめでとうございます。



地域おこし協力隊活動報告日誌

No.35 地域おこし協力隊 (こどもの居場所づくり担当) 福田 雅

いよいよ4月から、子ども第三の居場所「むらっこはうす」がスタートします。

私は赤井川村で生まれ育ちました。こどもの頃は当たり前だと思っていたことも、村を離れて生活してみても、この村ならではの良さがあったのだと気づくことがたくさんありました。自然の中で思いきり遊べること、人との距離が近く、地域の大人たちに見守られて成長できることは、赤井川村で育つ子どもたちの大きな魅力だと感じています。

一方で、同級生が少ないことや、村の暮らしの中では経験する機会が限られることもあります。私自身もこの村でこども時代を過ごしたからこそ、そうした中で子どもたちが感じる小さな悩みや気持ちも想像できるのではないかと考えています。

村で育った経験も活かしながら、一人ひとりに寄り添い、この場所で過ごす時間が子どもたちにとって大切な思い出になれば嬉しいです。むらっこはうすで子どもたちを迎える日々が、今からとても楽しみです。



の ら む 簿 件 事



赤井川消防に最新型の水槽付き消防ポンプ自動車配備

このたび、地域の防災力をさらに高めるため、新たに最新型の消防車を配備いたしました。

新消防車は積載水量や放水能力が向上し、電動式救助資機材などを積載しており、多様化するあらゆる災害から住民の「安全・安心」をこれまで以上に守ることが可能となりました。

また、緊急消防援助隊にも登録され、道内外の災害にも対応いたします。

3月下旬の運用開始に向け、今後も日々の訓練と連携を重ね、皆さまの暮らしを支える防災活動に全力で取り組んでまいります。

春の火災予防運動実施

4月20日から4月30日迄全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。春は空気が乾燥し強風が吹くことが多く、一年の中で最も火災が多発する季節です。

皆さん一人一人が火気を正しく使用し、悲惨な焼死事故を防ぎ、貴重な財産を失わないようにしましょう。

全国統一防火標語

急ぐ日も

足止め火を止め

準備よし

○火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為をする場合は、消防への届出が必要となります。

※乾燥時及び強風時などの火災が発生しやすい状況の場合には中止し、燃やす場合は必ず現場に立会い、消火の準備をしておくなどを実施し、近隣に住む方々へ迷惑を掛けないためにも皆さんのご協力をお願いします。

余市警察署だより



歩行者もドライバーも「ハンドサイン」で事故防止

春の全国交通安全運動が4月6日(月)から4月15日(水)の10日間実施されます。

春は気温の上昇や新生活のスタートにより外出する機会が増えるため、交通事故に遭わないために、改めて交通事故防止のポイントを確認しましょう。

■交通事故防止のポイント

○ハンドサインでストップ運動を実践しよう

歩行者は横断歩道を渡る前にしっかりと左右確認をし、手を上げるなどの合図(ハンドサイン)でドライバーに横断する意思を明確に伝えましょう。

ドライバーは横断歩道が歩行者優先であることを認識し、横断歩道を横断しようとする人又は横断中の人がいるときには必ず横断歩道手前で停止し、「お先にどうぞ」と手で合図(ハンドサイン)をすることで歩行者とドライバーが意思疎通を図り、不慮の事故を防止しましょう。

○通学路や生活道路ではスピードダウン

4月は新入学の時期です。新1年生の登下校が始まります。

通学路ではこどもの飛出し等が予想されることからスピードダウンを徹底し、予測運転に努めましょう。

○自転車の交通ルールを守ろう

本年4月1日から自転車の一定の交通違反にも「交通反則通告制度」が適用されます。

自転車を運転する場合は交通ルールをしっかりと守り、安全運転に努めましょう。

また、運転中に交通事故や転倒などで頭部を負傷すると、致命傷になる可能性がありますので、自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう。



健康支援センターだより

4月9日(木) 子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診、
4月18日(土) 春の住民健診があります。受診される方は、当日、問診票・同意書、健康保険証の持参をお願いします。

世界予防接種週間

毎年4月24日～30日は、WHO(世界保健機関)が制定した、感染症から人々を守り、ワクチン接種の普及啓発をする世界的な期間です。

赤井川村では、定期予防接種の対象の方には4月中旬に個別に案内を送付します。案内が届いた方は、内容をご確認のうえ、接種についてご検討ください。

春は自律神経が乱れやすい

春は、気候の変動や環境の変化が激しい季節です。新年度や新生活がはじまり、「なんとなく体がだるい」「やる気が出ない」「眠れない」等の不調を感じていませんか。それは、「春バテ」とも呼ばれる寒暖差や気圧の変動、環境の変化などによる自律神経の乱れが原因かもしれません。

【自律神経を整えるセルフケア】

○体内時計を整える
朝起きたらカーテンを開けて、太陽の光を浴びる

○寒暖差対策をする
調整できる服装にする、

首・手首・足首を温める
○軽い運動で緊張をほぐす
ウォーキングやストレッチなどの軽い運動は、血流をよくする

○入浴
ぬるめのお湯(38～40℃)に10分～15分ほど浸かる
トリラックスしやすい

○意識的に休養をとる
「疲れた」「やる気がでない」と感じたなら、無理をせず休養をとる

それでも、こころが不安定なときは、身近な相談先として村の保健師もおりますので、いつでもお声がけください。

北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会委員募集

北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会とは、後期高齢者医療制度の運営に関する重要事項を審議することを目的として設置した機関です。学識経験者、健康保険関係者、医師、歯科医師、薬剤師、公益団体関係者、そして住民の皆様などで構成します。

この度、この運営協議会の住民の皆様のご代表となる委員を、下記のとおり、募

集いたします。

■応募資格

道内に在住する満18歳以上の方で、平日の夜間に札幌市で年2回程度開催される会議に出席することが可能な方ならどなたでも応募できます。ただし、国及び地方公共団体の議会の議員並びに国家公務員及び地方公務員、本広域連合の他の附属機関等の委員を除きます。

■募集人数

5名

■任期

7月1日から2年間

■応募方法

広域連合で定めた応募用紙に必要事項を記入し、テーマ「後期高齢者医療制度における課題と今後の在り方」についての小論文(800字程度。応募用紙の裏面を用いても別紙を用いても構いません。)とともに、下記あてに郵送、FAX、電子メールでお送りいただくか、ご持参ください。

■応募期間

3月2日(月)から4月30日(木)まで
(郵送の場合は、当日消印有効)

■委員の仕事

学識経験者等の委員とともに、北海道後期高齢者

医療広域連合の後期高齢者医療制度運営に関する重要事項について審議していただきます。

北海道後期高齢者医療広域連合の組織や事業の概要につきましては、広域連合のホームページ(左記URL)をご覧ください。
<http://iryokouki-hokkaido.jp/>

■報酬等

運営協議会に出席した場合には、「北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の規定により、報酬(1日につき5,000円)及び旅費をお支払いいたします。

■お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合総務班情報管理担当
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
TEL 011-290-15601
FAX 011-210-15022
メールアドレス
joho-kanri@iryokouki-hokkaido.jp

月	会 場	
	倶知安保健所	余市支所
4月		15日(水) 10:00~12:00
5月	20日(水) 10:00~12:00	
6月		25日(木) 14:00~16:00
7月	23日(木) 14:00~16:00 ※日程は変更となる可能性があります。	
8月		27日(木) 13:30~15:30
9月	2日(水) 10:00~12:00	
10月		7日(水) 10:00~12:00
11月	26日(木) 14:00~16:00 ※日程は変更となる可能性があります。	
12月		24日(木) 14:00~16:00
令和9年1月	28日(木) 14:00~16:00 ※日程は変更となる可能性があります。	
2月		25日(木) 13:30~15:30
3月	4日(木) 14:00~16:00 ※日程は変更となる可能性があります。	

こころの健康が
大切です！

身近な保健師には相談しにくいと感じる方は、保健所でも相談窓口を開設しています。専門医や保健師が相談に応じていますので、ご利用ください。

こちらの相談は、予約制です。相談の3日前までにご連絡をお願いします。都合により相談日時が変更になる場合がありますので、詳しくは保健所までお問い合わせください。

お問い合わせください。
■お問い合わせ
倶知安保健所健康推進課
健康支援係
TEL 0136-23-1957



赤井川村地域包括支援センターは高齢の方の総合相談窓口です

赤井川村で暮らす「高齢者の方の皆さんの総合相談窓口」として、地域包括支援センターをご利用ください。

高齢者ご本人様、ご家族様、地域の皆様、どなたからの相談も受け付けます。まずは、地域包括支援センター(48-5205)へご相談ください。

※来所、お電話、訪問どれでも対応いたします。
※平日に限ります。

献血へのご協力を
お願いします

毎年、皆様にご協力をいただいております移動献血車「ひまわり号」による献血を赤井川村役場駐車場で実施します。

本年においても慢性的な輸血用血液が不足している状況が続いております。輸血を必要とする患者さんのため、幅広い年齢層の方々献血が命に繋がります。皆さまのご協力を宜しくお願いいたします。

■日時
4月6日(月)
午前9時30分~11時45分
■場所
赤井川村役場駐車場

令和8年度の
保険料率改定

令和8年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10.28%(マイナス0.03%ポイント)、介護保険料率は1.62%(プラス0.03%ポイント)となります。また、令和8年4月分(5月納付分)より始まる子ども・子育て支援金率は0.23%となります。

ご自身の健康づくりや医療のかかり方が将来的な北海道の医療費上昇、保険料率の伸びを抑えることにもつながりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

■お問い合わせ
全国健康保険協会(協会けんぽ) 北海道支部
TEL 011-726-0352

お知らせ 伝言板

赤井川村地域包括支援センターからのお知らせ

いつも地域包括支援センターの運営に対しご理解をいただきましてありがとうございます。このたび、村内福祉事業所の円滑な連携を図るため事業所を左記の場所へと移転しましたのでお知らせいたします。

新しい環境でより良いサービスをお届けできるよう努めてまいります。今後とも変わらぬご支援をよろしくお願いたします。

■移転場所

旧 赤井川村健康支援センター内(多目的実践室向かえ)

新 赤井川村デイサービス内(旧赤井川村デイサービス事務所)

「赤井川村手話言語条例」が制定されました

手話は、手指の動きや表情で思いを伝える、独自の文化を持つ「大切な言語」です。

村では、手話を必要とするひとが安心して暮らせる共生社会を目指し、新たに

条例を制定しました。

「赤井川村手話言語条例」

3つのポイント

1 手話は「言葉」です。手話を単なる手段ではなく、ひとつの言語として尊重します。

2 地域みんなで支え合う。村・住民・事業者が協力し、手話への理解を深めていきます。

3 手話を学び、使いやすい環境を整えます。手話を学ぶ機会の提供などに努めます。

毎年度、赤井川村社会福祉協議会において手話講座が開催されています。

手話は心をつなぐ架け橋です。ぜひ一度、「手話」を知ることからはじめてみませんか？

■お問い合わせ

○赤井川村保健福祉課
Tel 351-2050
○赤井川村社会福祉協議会
Tel 341-6068

令和8年度調理師試験の実施

令和8年度調理師試験を次のとおり実施します。

■試験日時

8月25日(火)
13時30分～16時

■試験地

札幌市(後志圏域在住の方は札幌市が試験地となります。)

■受験料

6,900円に相当する額面の北海道収入証紙

■試験科目及び試験方法

食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論についての筆記試験

■受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(調理師法附則第3項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。)であって、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設又は食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号(飲食店営業)、第4号(魚介類販売業)、第25号(そ

うざい製造業)、第26号(複合型そうざい製造業)に掲げる営業において令和8年5月15日までに2年以上調理の業務に従事した者。

■願書受付期間

4月30日(木)から5月15日(金)まで

■提出書類

調理師試験受験願書

調理師試験受験者整理カード

調理師試験入力通知書 各1部

■受験案内(願書)配布場所
各保健所・支所で配布するほか、北海道のホームページからダウンロードできます。

■お問い合わせ・受験願書提出先

北海道俱知安保健所
企画総務課企画係
〒044-0001
虻田郡俱知安町北1条東2丁目
Tel 0136-23-1952

北海道俱知安保健所
余市地域保健支所
〒046-0015
余市郡余市町朝日町12番地
Tel 0135-23-3104

北海道岩内保健所
企画総務課企画係
〒045-0022
岩内郡岩内町清住252-11
Tel 0135-62-1537

ついにオープン!子ども第三の居場所「むらっこはうす」

2024年11月に地域おこし協力隊に就任以来、子どもたちが安心して過ごせる居場所を目指し、放課後子ども教室やへき地保育所のサポートをはじめ視察や研修を重ねて準備を進めてきました。そして4月1日、ついに「むらっこはうす」が誕生します!

赤井川村の自然に馴染む落ち着いた外観の建物も無事完成しました。室内には、子どもたちがワクワクするようなボードゲームや、ゆったり過ごせるスペースを揃え、初日から安心して楽しめる準備を整えています。

今後は、デイキャンプやむらバス遠足などのイベントも企画し、ここでしかできない体験を子どもたちに届けていきたいと考えています。

「みんなでつくるひとりひとりの秘密基地」

そんな場所を目指し、子どもたちだけでなく村民の皆様とも関わりながら、村全体で子どもたちの「ありのまま」を見守っていきける居場所にしていきます。

ぜひ温かく見守っていただければ幸いです。

子ども第三の居場所「むらっこはうす」

スタッフ一同より



山村活性化支援センターの新指定管理者就任（有限会社恒志堂）と山村活性化支援センター新たな利活用「村民ご意見大募集」のお願い

平素より赤井川村山村活性化支援センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。このたび、赤井川村と包括連携協定を結んでいる有限会社恒志堂が令和8年4月より、新たに指定管理者として、当センターの運営を担うこととなりました。今後も、村民の皆さまにとって利用しやすく、親しまれるセンターを目指し、スタッフ一同努めてまいります。

つきましては、赤井川村民の皆さまが今後どのように山村活性化支援センター（村の燈）を活用したいか、またどのようなイベントを開催して欲しいかなど、ご意見をお聞かせいただきたく大募集いたします。ご協力いただいたご意見は、今後の運営やサービス向上に役立ててまいりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

「村民ご意見大募集」の詳細やご提出方法につきましては、村の燈ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

今後とも、赤井川村山村活性化支援センターをよろしく願います。

■提出先

- ・メールアドレス：akvillagehokkaido@gmail.com
- ・赤井川村山村活性化支援センターへの郵送
〒046-0571 北海道余市郡赤井川村字常盤443-1

■お問い合わせ

- ・メールアドレス：akvillagehokkaido@gmail.com
- ・村の燈ホームページ：<https://mura-no-akari.com/>



令和8年度出張年金相談所開設日程

■開設時間

- ・後志労働福祉センター 13時～17時
 - ・岩内地方文化センター 9時～13時
- ※事前予約制により実施します。

■予約受付

小樽年金事務所お客様相談室
TEL 0134-3315026
(音声案内1↓2)

	倶知安町 後志労働福祉センター	岩内町 岩内地方文化センター
2026年4月	22日(水)	23日(木)
5月	20日(水)	21日(木)
6月	17日(水)	18日(木)
7月	22日(水)	23日(木)
8月	19日(水)	20日(木)
9月	9日(水)	10日(木)
10月	28日(水)	29日(木)
11月	18日(水)	19日(木)
12月	16日(水)	17日(木)
2027年1月	20日(水)	21日(木)
2月	17日(水)	18日(木)
3月	17日(水)	18日(木)

年金だより
こんなときは、必ず届出を

こんなとき	どうする	届出先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者も同様)	市町村の国民年金担当窓口
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被扶養者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市町村の国民年金担当窓口
配偶者が会社を変ったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者 ↓市町村の国民年金担当窓口 ↓年金事務所
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付(変更) 申出書を提出する	銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	年金事務所
保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をする (全額・4分の3・半額・4分の1免除) 若年者納付猶予の申請をする (30歳未満の方に限る)	市町村の国民年金担当窓口
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付猶予の申請をする (30歳未満の方に限る)	市町村の国民年金担当窓口
国民年金保険料を納めすぎたとき	国民年金保険料還付請求書の提出をする	年金事務所
65歳になったとき	老齢基礎年金の請求をする	第1号被保険者 ↓市町村の国民年金担当窓口 第3号被保険者 ↓年金事務所
障害者になったとき	障害基礎年金の請求をする	初診日に第1号被保険者 ↓市町村の国民年金担当窓口 初診日に第3号被保険者 ↓年金事務所 20歳前に障害になった場合 ↓市町村の国民年金担当窓口
死亡したとき	国民年金加入中↓遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求	市町村の国民年金担当窓口 (年金事務所の場合有り)

※届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。
※手続きの際は、必ず届出先をご覧ください。

北海道職員採用試験「普及職員（農業）」の受験者募集

北海道庁では、試験研究機関や農業関係団体と連携し、農業の生産性向上、農業経営や農村生活の改善などに関する技術や知識を農業者に普及指導する普及職員を募集しています。

令和8年度北海道職員採用試験の予定は以下のとおりです。普及職員に興味がありましたら、HPを参照いただき採用試験に申込願います。

○普及職員（農業）A区分（大学卒業又は卒業見込みの方）

■申込受付

4月20日（月）～5月18日（月）

■採用予定数

45名の内数

○普及職員（農業）A区分（SPI方式第2回）（大学卒業又は卒業見込みの方）

■申込受付

7月17日（金）～8月21日（金）

■採用予定数

45名の内数

※一次試験はオンライン形式の試験（SPI）となります。

※農業に関する専門知識を面接のみで試験する方式です。

※受験時に大学3年生（令和10年3月31日卒業見込み）の方も受験可能です。

○普及職員（農業）C区分（民間企業等経験3年以上）

■申込受付

第Ⅰ期…3月2日（月）～

3月23日（月）～

第Ⅱ期…4月1日（水）～

6月26日（金）～

第Ⅲ期…7月3日（金）～

9月4日（金）～

■採用予定数

15名

※採用試験の概要については、北海道人事委員会のホームページをご覧ください。

○北海道人事委員会事務局 任用課HP

<https://www.prefhokkaido.lg.jp/hj/nny/>

※普及職員（農業）の業務内容については、次のホームページをご覧ください。

○普及職員（農業）職員採用のページURL

<https://www.prefhokkaido.lg.jp/ns/gif/fukyuu-saiyou.html>

防災気象情報が新しくなります！

避難情報に関するガイドラインでは、5段階の警戒レベルで住民がとるべき行動が設定されています。対象の災害となる河川氾濫、大雨、土砂災害及び高潮に関する情報等は、これまで警戒レベルと住民がとるべき行動がわかりにくくなっていましたが、今回、5段階すべての警戒レベルに対応した情報を改めて設定し、とるべき行動の判断をより一層支援できる情報体系に改善します。

この新たな防災気象情報は、令和8年5月下旬から運用を開始する予定です。気象庁ホームページの特設ページでは、新たな防災気象情報に関する様々な資料を掲載していますので、情報が発表された際にどのような行動をとるのか事前に確認をしておきましょう。※新たな防災気象情報に関する特設ページ（気象庁HP）



	河川氾濫 1級河川などの大川川の氾濫	大雨 低地の浸水や大川川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

農業委員会だより

農業委員会総会第32回

■開催月日／2月27日
 ■会議案件
 ◇農用地利用集積等促進計画の決定について

お知らせ

農地（田・畑など）について、下記のいずれかに該当する場合、手続きが必要となりますので農業委員会までお知らせ願います。

◇農地を転用するとき
 農地の転用とは、田や畑などの農地を、宅地などの農地以外に使用することをいいます。農地を転用する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。転用の計画がありましたら必ず事前にご相談ください。許可を受けないで転用した場合や、許可の内容と異なる目的に転用した時には、厳しい罰則が定められており、場合によっては原状回復を含めた是正指導が行われます。また、農地以外であつても農業振興地域に該当する土地であれば別途届出が必要になりますので、産業課農政係までお問い合わせ下さい。なお、農地の

利用や保全に必要な施設（農道・農業用倉庫等）を200平方メートル未満の農地を利用して転用する場合は、許可申請ではなく、届出になります。

◇農地を売買、贈与するとき
 農地を農地のままで売買等する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。この許可は耕作目的で農地を取得するもののため、農地を取得した方は、自ら農作業に常時従事しなければなりません。

◇相続で農地を取得したとき
 相続により農地を取得した場合、農地法の許可は不要ですが、すみやかに農業委員会へ届ける必要があります。（農地法第3条の3第1項）

◇農地情報の提供のお願い
 皆様から提供いただいた情報によって、農地利用希望者（新たに農業を始めた方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等）へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。村内に空き農地をお持ちの方は、赤井川村農業委員会事務局までご相談ください。

また、農地の賃借、売買及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談下さい。

◇受付件数売却希望 7件
 買受希望 2件
 （令和8年3月14日）

YOSAKOIソーラン祭り 市民審査員募集

活動日程

6月13日（土）
 9時30分～19時
 6月14日（日）
 9時30分～21時の中で3時間程度を目安としていきます。

活動場所

札幌市中央区大通公園周辺

活動内容

YOSAKOIソーラン祭りにおける演舞の審査

募集期間

4月1日（水）～4月24日（金）

応募方法

公式HPからオンライン申し込み（郵送、ファックスでの応募は承っておりません）
 ※審査員は抽選により決定いたします。

お問い合わせ

YOSAKOIソーラン祭り実行委員会
 TEL 011-231-4351
 FAX 011-233-4351
 〒060-0001
 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタ14階

教職員人事異動（4月1日付け）

〔赤井川小学校〕

◇転出

▽校長 姉帯 隆文（赤井川小学校）
 △教頭 都築愛一郎（真狩小学校）
 △教諭 横島龍之介（退職）

◇転入

▽校長 西岡 健幸（都小学校）
 △教頭 新川 志帆（都小学校）
 △教諭 塩崎 知佳（都小学校）
 △教諭 藤村 晴美（都小学校）
 △事務 加賀 一朗（都小学校）

〔都小学校〕

◇転出

▽校長 西岡 健幸（赤井川小学校）
 △教頭 新川 志帆（赤井川小学校）
 △教諭 塩崎 知佳（赤井川小学校）
 △教諭 藤村 晴美（赤井川小学校）

◇養護教諭

▽養護教諭 村上 優海（俱知安中学校）
 △事務 加賀 一朗（赤井川小学校）

◇再任用教諭

▽再任用教諭 大磯 俊一（赤井川へき地保育所）
 △期限付教諭 大本 和佳（退職）

〔赤井川中学校〕

◇転出

▽校長 林 尚起（仁木中学校）
 △期限付教諭 渡邊 陽奈（京極中学校）

◇転入

▽校長 小関 展彰（北広島西の里中学校）
 △再任用教諭 尾崎 哉子（余市西中学校）
 ※転出（ ）内は転出先、転入（ ）内は前任校又は新採用等

令和9年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

令和9年歌会始のお題

「旅」と定められました。「(注) お題は「旅」ですが、歌に詠む場合は「谷」の文字が詠み込まれていればよく、「旅路」、「旅籠」、「旅愁」のような熟語にしても、差し支えありません。

詠進歌の詠進要領

1 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

2 書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき、旧氏の併記も差し支えありません)、生年月日及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください。

無職の場合は、「無職」と書いてください(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください)。なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

3 用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意(但、半紙サイズ24cm×33cmの横長)とし、毛筆でなくても差し支えありません。

4 病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は左記にすることが出来ます。

・代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

・本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

・視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

1 お題を詠み込んでいない場合・短歌の定型でないものや用紙が縦長の場合

2 一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合

3 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合

4 詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌そ

他の出版物、年賀状等により発表した場合

5 詠進歌の詠進要領4に記した代筆の理由を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌

6 住所、電話番号、氏名、生年月日、職業を書いているものその他この詠進要領によらない場合

詠進の期間

お題発表の日から9月30日までとし、郵送の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。

郵便の宛先

〒100-0811 1宮内庁とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

お問い合わせ

疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日までに問い合わせてください。

また、宮内庁ホームページを御参照ください。

(注) 個人情報の取扱いについて

・利用目的
詠進歌の詠進要領2で記載いただいた個人情報は、

歌会始のために必要な範囲で利用します。

・利用及び提供の制限
法令に基づく開示要請があった場合その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。

各種自衛官等募集

陸・海・空自衛隊には、車両・船、飛行機を扱う職種が100種類以上あります。

試験内容・イベント案内及び各種個別説明など詳しくは、小樽地域事務所までご連絡ください。

〔幹部候補生〕

■応募資格

22歳以上26歳未満

■受付期間

4月22日(水)～6月5日(金)

■試験内容

筆記試験、適正検査、口述試験、身体検査等

〔幹部候補生〕

※幹部候補生と重複受験可

■応募資格

20歳以上33歳未満

■受付期間

4月22日(水)～6月5日(金)

■試験内容

筆記試験、適正検査、口述試験、身体検査等

一般候補生・自衛官候補生
■応募資格
18歳から33歳未満

■受付期間

自衛隊小樽地域事務所にお問い合わせください。

■試験内容

筆記試験、適正検査、口述試験、身体検査等

お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所
(9時～17時30分)
小樽市稲穂2-122-4
樽石ビル2F
TEL0134-2215521

※土日祝日を希望される方は事前にご連絡ください。

GW休日当番 歯科 医院

○5月3日(日)
とりの歯科

TEL2215555

○5月4日(月)
てらデンタルクリニック

TEL2314618

○5月5日(火)
仁木フルーツの里歯科

TEL3213744
※診療時間は、9時から正午までです。



スポーツ

各種大会の結果

第29回俱知安町長杯ジュニアクロスカントリースキー大会

とき 2月8日
ところ 俱知安町旭ヶ丘公園多目的広場クロスカントリースキークース

成績

- 【幼児】
- ▽1位 山口 虹龍
- 【小学3年女子】
- ▽2位 石橋いさな
- ▽3位 柳澤 芽依
- 【小学3年男子】
- ▽3位 能登 奏太
- 【小学6年女子】
- ▽1位 佐々木 心
- ▽4位 能登たまき
- 【小学6年男子】
- ▽3位 山口 溪心
- ▽4位 石橋 開道
- 【中学女子】
- ▽5位 小林 ゆめ

成績

- 【小学3年女子】
- ▽1位 石橋いさな
- ▽3位 柳澤 芽依
- 【小学3年男子】
- ▽3位 能登 奏太
- 【小学6年女子】
- ▽1位 佐々木 心
- ▽3位 能登たまき
- 【小学6年男子】
- ▽11位 山口 溪心
- ▽13位 石橋 開道
- 【中学女子】
- ▽10位 小林 ゆめ

第22回喜茂別クロスカントリースキーレース

とき 2月22日
ところ 喜茂別小学校クロスカントリースキークース

成績

- 【幼児】
- ▽2位 山口 虹龍
- 【小学3年女子】
- ▽1位 石橋いさな
- ▽4位 柳澤 芽依
- 【小学3年男子】
- ▽3位 能登 奏太
- 【小学6年女子】
- ▽1位 佐々木 心
- ▽2位 能登たまき
- 【小学6年男子】
- ▽2位 山口 溪心
- ▽4位 石橋 開道
- 【中学女子】
- ▽6位 小林 ゆめ

第27回赤井川ジュニアクロスカントリースキー大会

とき 3月1日
ところ キロロ特設コース

成績

- 【幼児】
- ▽1位 山口 虹龍
- ▽9位 柳澤 茉依
- 【小学3年女子】
- ▽2位 石橋いさな
- ▽3位 柳澤 芽依
- 【小学3年男子】
- ▽1位 能登 奏太
- 【小学6年女子】
- ▽2位 佐々木 心
- ▽3位 能登たまき
- 【小学6年男子】
- ▽3位 山口 溪心
- ▽4位 石橋 開道
- 【中学女子】
- ▽3位 小林 ゆめ

成績

- 【女子2.5kmクラシカル】
- ▽9位 能登たまき
- ▽10位 佐々木 心
- 【女子2.5kmフリー】
- ▽2位 佐々木 心
- ▽4位 能登たまき

2026全国小学生選抜スキー大会（クロスカントリー種目）

とき 3月7日～8日
ところ 新潟県十日町市吉田クロスカントリー競技場

成績

- 【女子2.5kmクラシカル】
- ▽9位 能登たまき
- ▽10位 佐々木 心
- 【女子2.5kmフリー】
- ▽2位 佐々木 心
- ▽4位 能登たまき

■モニタリングポストによる測定データ

年月日	空間放射線量率 (単位: μGy)	天候
2026.2.17	0.020	雪
2.20	0.020	くもり
2.24	0.020	雪
2.27	0.021	くもり
3.3	0.022	くもり
3.6	0.020	くもり
3.10	0.022	晴れ
3.13	0.021	くもり

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

赤井川村の空間放射線量の状況

村では本村にお住まいの方、また来村される方が安心して過ごすことができるよう放射線量率情報を公開しています。

お知らせする数値は北海道により整備された環境放射線モニタリングポスト及びテレメータシステムを利用し収集されたもので、測定方法等は左記のとおりです。

測定方法

- ◇測定機器／モニタリングポスト（北海道設置）
- ◇測定場所／北後志消防組合赤井川支署
- ◇測定時間／2分間隔で常時測定
- ◇公表

広報／毎週火・金曜日の9時現在データ（前月14日までの結果）を掲載

4月の気象情報

天気は数日の周期で変わるでしょう。

- ◇気温ー高50%・平30%・低20%
- ◇降水量ー高40%・平30%・低30%

住民のまど

お悔やみ申し上げます

お名 前 年齢 区会
櫻間 一郎さん 75歳 1町内

村長のうごき

（2月15日～3月14日）

（2月）

- 16日◇原子力安全対策担当局長・資源エネルギー局長来庁／字赤井川
- 17日◇神恵内村長出陣式／神恵内村
- 19日◇過疎連盟北海道支部役員会／札幌市
- 20日◇北海道ガス担当者来庁／字赤井川
- ◇第3回ゼロカーボンビレッジ戦略推進協議会／字赤井川
- 22日◇神恵内村長選挙結果報告会／神恵内村
- 24日◇第1回北後志衛生施設組合議会／余市町
- ◇第1回北後志消防組合議会／余市町
- 25日◇後志教育研修センター組合定例会／俱知安町
- 26日◇百条委員会／字赤井川

（3月）

- 27日◇全国森林レクリエーション協会理事会／東京都／28日
- 2日◇北星学園評議委員会／札幌市
- 3日◇災害ボランティアセンター研修会／字赤井川
- 4日◇消防ポンプ車納車／字赤井川
- 5日◇二ツ森トンネル貫通式／仁木町
- 6日◇余市青年会議所理事長来庁／字赤井川
- ◇モンベルリユクサツク贈呈式／字赤井川
- 7日◇北星学園余市高等学校卒業式／余市町
- 9日◇入札／字赤井川
- 10日◇第1回赤井川村議会定例会／字赤井川／12日
- 13日◇北方ジャーナル取材／字赤井川
- 14日◇赤井川中学校卒業式／字赤井川
- 3日◇第五期赤井川村総合計画策定審議会
- 6日◇選挙事務従事者説明会
- 8日◇第51回衆議院総選挙開票
- 16日◇第3回学校運営協議

むらの日誌(2月)

- 18日◇総合戦略検証委員会
 - 20日◇第3回ゼロカーボンビレッジ戦略推進協議会
 - ◇校長教頭合同会議
 - ◇教頭会議
 - 24日◇畑地かんがい推進モデルほ場設置事業推進協議会
 - ◇教育委員会議
 - 25日◇文書管理システム職員研修会
 - 27日◇LINE操作説明会
 - ◇農業委員会総会
- 日時
4月15日(水) 13時～16時
- 場所
余市町中央公民館(余市町大町4丁目143番地)
TEL2315001
- ※ご利用される方は、事前に必ず余市町役場へご連絡いたします。
(TEL211-2111)

無料法律相談所の開設

今月の表紙

今月の表紙は、赤井川中学校卒業式からの一枚。

4月からは村外から学校へ通ったり、寮などから通うことになると思います。生活環境が変わり最初は苦労すると思いますが、赤井川で培ったことを活かして頑張ってください!

卒業おめでとうございます!!



◆◆赤井川村SOSネットワーク◆◆

高齢者がいなくなったことに気づいたらすぐに余市警察署へご連絡ください。

「高齢者の行方不明が発生した」と伝えてください。

Tel 0135-22-0110

	日本人	外国人	総人口	前月比
人口	925	540	1,465	-11
男	471	333	804	-5
女	454	207	661	-6
世帯数	513	530	1,047	-6

※令和8年2月28日現在

人口と世帯

赤井川村写真館～赤井川の四季～



都小学校卒業式

撮影：企画地域振興係 場所：都小学校 撮影日：2026年3月19日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

編集後記

■4月になり新年度がスタートしました。今年度も引き続き古渡が広報誌を作成させていただきますのでよろしくお願いいたします！

さて、4月になると学生になる人、社会人になり仕事が始まる人、会社の中で異動がある人など、生活環境に変化がある方が多いのではないのでしょうか？

これまでとは異なる環境での生活は苦勞することもあるかと思いますが、まずはゴールデンウィークを目標に1ヵ月駆け抜けましょう。(古渡)

【発行情報】広報あかがわ2026年4月号 (No.731)

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係
〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川174番地2
TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail info@akaigawa.com

■印刷／(株)総北海 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や市政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



広報あかがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。

